

愛知、昭63不3、平2不1、平2.8.27

命 令 書

申 立 人 総評・全日本建設運輸連帯労働組合東海地区生コン支部  
同 X

被申立人 名古屋西運輸株式会社

主 文

- 1 被申立人名古屋西運輸株式会社は、本命令書交付の日から7日以内に、55cm×80cmの大きさの白紙に下記内容を明瞭に墨書し、従業員の見易い場所に10日間掲示しなければならない。

記

当社の代表取締役社長が、貴組合員であったA1氏、A2氏の脱退届けを自ら発送し、また、再度の脱退届けの提出を示唆したこと及びX氏に対し長期にわたる構内待機を命じたことは、労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為であると愛知県地方労働委員会によって認定されました。

今後、このような行為を繰り返さないようにします。

平成 年 月 日

総評・全日本建設運輸連帯労働組合東海地区生コン支部

執行委員長 A3 殿

名古屋西運輸株式会社

代表取締役社長 B1

- 2 申立人のその余の申立ては棄却する。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者

- (1) 申立人総評・全日本建設運輸連帯労働組合東海地区生コン支部（以下「支部」という。）は、主に東海地区で働く建設、生コンクリート、運送関係の労働者をもって組織された労働組合であり、本件結審時の組合員は、38人である。

申立人X（以下「X」という。）は、昭和60年10月26日、被申立人名古屋西運輸株式会社に入社し、生コンクリート車の運転手として、職務に従事してきた。

昭和63年5月15日、被申立人名古屋西運輸株式会社の全従業員である6人の運転手により、支部の下部組織として名古屋西運輸分会（以下「分会」という。）が結成され、分会長にXが就いた。

なお、本件結審時の分会員は、X一人である。

- (2) 被申立人名古屋西運輸株式会社（以下「会社」という。）は、B 1（以下「B 1 社長」という。）を代表取締役社長として、昭和58年10月に設立された株式会社で、営業目的は一般区域貨物自動車運送事業であり、主に生コンクリートの運送を行っている。

分会結成時の従業員は、X、A 4、A 5、A 6、A 1、A 2（以下それぞれ「A 4」、「A 5」、「A 6」、「A 1」、「A 2」という。）の6人であった。

なお、本件結審時の従業員は、18人である。

## 2 分会結成までの経緯

- (1) 以前、A 4は、申立外全日本運輸一般労働組合（以下「運輸一般」という。）に加入したが、「自分が想像している組合と全然別の組合。」「ついていけない。」と感じて、約1か月で当該組合を脱退した。

また、A 5も運輸一般に加入したが、当該組合を脱退した。

- (2) 昭和62年11月頃、A 1は、洗車中に車から落ちて、足を骨折したことがあったが、労働災害として十分な補償がなかった。

また、Xについては、妻の入院で会社を休んだところ、昭和63年4月のベース・アップがなかったことがある。

そこで、X夫人は、某労働組合の役員に相談を持ち掛け、昭和63年5月6日頃、オルグに労働組合の結成について指導を受けた。

- (3) 5月8日、X宅にオルグを迎え、X、A 4、A 2は、労働組合の結成について話し合った。

その際、A 4は、オルグに「運輸一般とは全然違う組合なのか。」と再三確認し「運輸一般に似たような組合だったら最初からやらない。」と発言をした。これに対しオルグが、「そんな組合ではない。」と答えたので、A 4は、組合結成に賛意を示した。

- (4) 5月9日、X、A 4、A 5、A 6、A 1、A 2らは、喫茶店に集まり、会社の労働条件について話し合った。この席上、会社に有給休暇制度のないことや、労働災害として十分な補償のないこと等が話題となり、改善に向けて、労働組合を結成することとなった。

なお、その際、会社への要求事項を取りまとめていく中で、A 4も有給休暇制度の実施及び労働災害の補償を求める発言をした。

- (5) 5月15日、X、A 4、A 5、A 6、A 1、A 2の6人で分会が結成され、分会長にXが、副分会長にA 1が、それぞれ就いた。

## 3 分会の結成通知及び団交申入れ

- (1) 5月16日、X、A 4、A 3支部執行委員長（以下「A 3支部委員長」という。）らは、B 1社長に分会の結成を通知し、5月24日に第1回団交を開催するよう申し入れた。

なお、同時に分会の要求事項として、「①有給休暇の法律どおり実施、②特別休暇の確立、③労働災害の補償、④雇用内容の明記、⑤退職金制

度の確立」を会社に伝えた。

- (2) 5月24日、組合側から分会員全員、A3支部委員長らが、会社側からB1社長が、それぞれ出席して第1回団交が開催され、「有給休暇制度の発足、労働災害の100%補償等」を内容とする「覚認書」が支部と会社との間で取り交わされた。
- (3) 6月8日、第2回団交が開催され、支部と会社は、組合事務所等の便宜供与及び組合員の労働条件等の変更に係る事前協議についての協定を結んだ。

#### 4 夏季一時金についての団交申入れ等

- (1) 6月15日付けで支部は、夏季一時金につき一人一律70万円を支給すること及び支給日を8月5日とすることを求めて、会社に要求書を提出し、これにつき7月6日・13日に団交を開催するよう申し入れた。

なお、会社での前年の年末一時金は、18万円であった。

- (2) 6月のある日曜日、支部の執行委員会が岡崎で行われたおり、分会員6人も同所へ赴き、A7総評・全日本建設運輸連帯労働組合中央本部執行委員（以下「A7本部執行委員」という。）らに紹介された。

A7本部執行委員の名刺を受け取ったA4は、以前、運輸一般に加入していた頃同人に出会ったような気がして、帰宅後知人に当該名刺を見せて尋ねたところ「運輸一般の組合の人ではないか。」との回答を得、分会の活動に危惧を感じるようになった。

- (3) 会社の取引先の工場へ仕事に出掛けたA1は、工場長に「組合に入っている奴なんか仕事をやらんだらう。お前ら来るな。」と言われたことがあった。

#### 5 本件申立てに係るB1社長の言動及びA4の脱退

- (1) 6月28日午後6時頃、A1は、B1社長に「今日、皆で集まって話合いをするから、会社の事務所をしばらく貸して欲しい。」と申し出、同社長は、それを了承して帰路に着いた。

A1から「会社の事務所へ来て欲しい。」と電話を受けたA4が、午後8時頃会社に到着したところ、既に、A5、A6、A1、A2が集まっていた。A1は、「得意先関係から、組合活動に関して話があった。」と発言をし、5人は組合活動について話し合った。

やがて、A1は、「会社でもめているから出てきて欲しい。」とX宅に電話をし、午後9時30分頃、X及び同夫人が会社に到着した。

その後、A1は、Xの了解を得て午後10時頃、B1社長宅に架電し、「全員会社に来ているので、社長に話があるから来て欲しい。」と同社長に伝えた。就寝中であったB1社長は、「寝ているのに起こさなくてくれ。」と言って渋ったものの、結局、会社の事務所に現れ、開口一番、「何でこんな夜中に人が酔っぱらって寝ているのに呼び出すんだ。」と述べ、組合活動についての従業員の質問に答え10分程で帰宅した。

なお、A1らは、翌日X宅で再度話し合うことを約して、午後11時頃、

全員帰宅した。

- (2) 6月29日午後7時30分頃、X宅に、A5、A6、A1、A2らが集まり、組合活動について話し合ったが、A5、A2は消極的で発言しない状態であった。

なお、A4は、話を欠席し、6月29日付けで脱退届けを作成した。

- (3) 6月30日、A4は、脱退届けを普通郵便で差し出し、仕事で一緒になったA5に車の中で「わし、まあついて行けれんで、脱退届けを出したで。」と伝えた。

なお、A5は、A4に脱退届けの書き方を尋ね、同日付けで、A4のそれと全く同じ文言で脱退届けを作成した。

#### 6 本件申立てに係るXの自宅待機

- (1) 7月3日、B1社長は、Xに「お前さん出入り禁止になっているのだから、仕事は他の工場はほとんどないから、会社に来てもらっても仕方がないから、家におってくれ。」「仕事があるまで自宅待機、仕事が出たら電話をするから。」と期限を定めずに7月4日からしばらく自宅で待機をするよう伝え、Xは、異議を述べることなく帰宅した。

従来、Xは、取引先で生コンクリートに水を混ぜたり、汚水を流したり、また「こんな工場みたいな来たくないわ。」と話す等して、苦情を受けたことが何度かあり、当時、B1社長は、取引先から工場にXを来させないで欲しいとの苦情を強く受けていた。

- (2) 会社では、従来、当日の仕事が入らない場合には、自宅待機という扱いがされていたが、従業員は、車の整備等で会社に出向くこともあった。

7月4日から13日まで、Xは、自宅で待機したが、この間、同人の賃金が減額されたことはなかった。

なお、本件自宅待機とは別に、8月2日、20日、23日、30日、31日もXは自宅で待機した。

#### 7 本件申立てに係るA5、A6の脱退

7月4日、6月30日付けのA5の脱退届け及び7月1日付けのA6の脱退届けが内容証明郵便で差し出された。

なお、A5、A6の脱退届けの文言は、A4のそれと全く同じであった。

7月5日、入社したA5は、「もう、これいらんで置いて行くわ。」と言って、使い残しの内容証明用紙の綴りを事務所の机の上に置いたまま仕事に出掛けたので、B1社長はそれを戸棚の中にしまった。

#### 8 本件申立てに係るA1、A2の脱退

- (1) 7月3日または4日頃、A2は、A5と脱退について話し合った。

- (2) 7月6日出社前、A1、A2及びXは、喫茶店に集まった。この席でA2は、Xに「組合を辞める。」と伝え、その足で会社に向かった。

会社の事務所に到着したA2は、B1社長に、「今、分会長にも話してきたから、組合を脱退するから、A5君の置いていった紙をくれ。」と述べ、A5の置いていった内容証明用紙を貰い、B1社長を前にして、脱

退届けを書き始めた。

- (3) A 2 が、脱退届けを書き終えたところ、A 1 は「A 2 さんが辞めるのなら、わしも辞める。」と言って、同じ内容証明用紙を使用して脱退届けを書き始めた。

A 2 が、脱退届けを封筒に入れ発送の準備に取り掛かったおり、B 1 社長は、同人に「おい、確か内容証明というのは郵便局へ持って行かないかんぞ。」「本局でないと受け付けてくれんようなことを聞いたよ。」と述べ、発送のため郵便局へ行くよう伝えた。

これに対し、A 1、A 2 は、「そんな面倒臭いことは嫌だから。」と述べ、B 1 社長が、甚目寺郵便局に自ら出向き、両名の脱退届けを内容証明郵便で発送した。

#### 9 第3回団交

7月13日、第3回団交が開催され、支部は、「B 1 社長がその前で脱退届けを書かせ自ら内容証明郵便を差し出し、また、理由なくXの仕事を取り上げ自宅待機にした。」として、それらの行為は不当労働行為にあたること主張し、この二点につきB 1 社長を問い質した。

これに対し、B 1 社長は、A 1 及びA 2 の脱退届けを発送したことは認め、「不当労働行為があれば謝罪する。」と発言した。

なお、同社長は、夏季一時金については、「出せない。」と回答した。

#### 10 本件申立てに係るA 1、A 2の再度の脱退届け

- (1) 7月15日付けで、A 1 は再度脱退届けを書き、普通郵便でX宅に郵送した。この届けには、A 1 の脱退理由として「一身上の都合、組合活動が日曜日にあること、組合の考えが自分の考えと違うこと。」の三点が記載されてあった。

また、A 2 も、同じく7月15日付けで、脱退届けを再度書き、A 2 宅の近くに住むX夫人の妹にその届け出を託した。

- (2) 7月19日、B 1 社長はXに、A 1、A 2 の脱退届けに関し「脱退届けは、自分の家で書いて送るように、そう言ったから。」と伝えた。  
(3) 7月27日、第4回団交においてB 1 社長は、従業員に脱退届けを出し直すよう伝えた旨述べた。

なお、夏季一時金についてB 1 社長は、「昨年並みしか出せない。」と答え、支部と合意には至らなかった。支部は、夏季一時金等につき、7月30日までに再度返答するよう求め、回答がない場合には抗議行動を行うと伝えた。

- (4) 7月30日、B 1 社長は、電話でA 3 支部委員長に対し、「好きなようにしてくれ。」と伝えた。

#### 11 本件申立てに係るXの夏季一時金

- (1) 8月10日、Xに夏季一時金が16万円支給された。  
(2) 8月22日から、支部は、会社前に組合旗を掲げ、また、会社のフェンスに立看板を取り付けた。更に、会社の不当性を訴えるとして宣伝カー

を走らせ、ビラを配布して、会社に対する抗議行動を行った。

- (3) 9月5日、第5回団交が開催され、Xの夏季一時金につき会社は2万円を追加支給すると回答し、9月20日、Xに3万円を支給したが、年末一時金において1万円を差し引いた。

12 愛労委昭和63年（不）第3号事件の申立て

10月25日、支部は、会社が脱退を勧奨して支配介入を行い、また、Xに対し自宅待機を命じて不利益取扱いを行ったとして、当委員会に不当労働行為救済申立てを行った（愛労委昭和63年（不）第3号事件）。

13 本件申立てに係るXの構内待機

- (1) 平成元年3月22日、春闘第1回団交が開催され、支部がベース・アップを求めたところ、会社はゼロ回答であった。

そこで、翌3月23日、支部は、「従来は会社に協力してきたが、春闘ゼロ回答であるし、組合は法律違反までして会社に協力はできない。」と、違法運行である過積載を拒否することを会社に申し入れた。

なお、昭和63年5月及び平成元年4月、通商産業省生活産業局は、全国生コンクリート工業組合連合会、全国生コンクリート協同組合連合会の各会長に宛て、大型貨物自動車等による過積載防止の徹底につき、協力を要請している。

- (2) 3月24日、出勤したXは、「仕事がないので。」として会社の構内で待機するよう命じられ、同日以降5月10日まで48日間、運転業務に就くことなく、また、他の職務を与えられることもなく、終日、就業時間である午前7時30分から午後4時30分まで、駐車場の自己の乗用車の運転席に一人待機した。

なお、この構内待機につき、XがB1社長に抗議したところ同社長は、「給料さえ払っておれば、俺がどう使おうが自由だろう。」と述べ、また、運転手の待機室を使用させて欲しいとの支部の申入れを拒否した。

構内待機の間、Xの賃金が減額されたことはなかったが、長期にわたり会社の構内で待機を命じられた者は、X以外にはいない。

14 愛労委平成2年（不）第1号事件の申立て

平成2年1月18日、支部及びXは、会社がXに対して構内待機を命じて不利益取扱いを行ったとして、当委員会に不当労働行為救済申立てを行った（愛労委平成2年（不）第1号事件）。

第2 判断及び法律上の根拠

1 当事者の総括的主張

(1) 申立人の主張要旨

本件は、未だ結成間もなかった申立人支部の分会に対し、昭和63年6月28日被申立人代表者のB1社長が、脱退勧奨、支部の誹謗中傷という干渉を加え、全分会員6人中5人を早期に脱退させ、一人脱退しない分会長のXには、その後昭和63年7月4日から自宅待機を、また平成元年3月24日からは構内待機を命じ、陰湿な攻撃を加え続けているというも

ので、我国に未だ残存している前近代的労使関係の一典型といえるものであり、労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為である。

よって、支配介入の排除、Xに対する自宅待機・構内待機命令や賃金・一時金等の差別による不利益取扱いの是正及びポスト・ノーチスを請求する救済内容として、本件申立てに及んだ。

(2) 被申立人の主張要旨

B1社長が組合問題に介入した不当発言をした事実はない。分会員の脱退は、脱退者の自由意思に基づきなされたものであり、被申立人は不当労働行為を行っていない。

Xに自宅待機を命じたのは、取引先からXを工場へ寄越すなどの要請があったため、止むを得ず取った措置である。

また、構内待機を命じたのは、支部が「生コン過積載を拒否」したからである。

なお、昭和63年の夏季一時金については、Xだけが他の従業員に比し特段不当な扱いを受けた事実はない。

以上、本件申立ては棄却されるべきである。

よって、以下各主張の詳細につき、順次判断する。

2 昭和63年6月28日のB1社長の言動

(1) 当事者の主張要旨

ア 申立人

昭和63年6月28日にB1社長の支部に対する支配介入となる発言があったかが、本件での最も重要な争点である。Xは直接にB1社長が、「労働組合に入っていると仕事がなくなる。組合を辞めたら会社側は言うことを聞く。ボーナスも要求を呑む。この組合を辞めよ。」等という脅迫的・利益誘導的な発言をし明白に分会員の脱退を勧奨し、支部を誹謗中傷するのを聞いた。

Xは、具体的かつ一貫して6月28日の「社長発言」の存在を明確に証言しており、その証言は、他の申立人側証人の各証言によっても裏付けられる。「社長発言」は明らかに実在したものと断ぜざるを得ない。

イ 被申立人

B1社長は、昭和63年6月28日夜、自宅で寝ていたところA1から呼出しの電話がかかり、会社の事務所に行き文句を言った記憶はあるが、5分か10分して帰った。組合問題について、不当に介入した発言をした事実はない。Xが証言しているが如き内容の「社長発言」は、存在しない。

(2) 不当労働行為の成否

昭和63年6月28日のB1社長の言動は、第1、5、(1)で認定したとおりであり、組合活動に関する同社長の発言の具体的な内容については十

分な疎明がない。

当日、会社の事務所に従業員が集まるに至った経緯については、第1、4、(3)で認定したように、取引先の工場長の発言を耳にしたA1が、一度従業員同士で話し合う機会を持ってみたいとして、自らが中心となり自発的に従業員の集会を開くに至ったと解することが相当であり、また、B1社長の言動は偶発的かつ受身のもので、ここに積極的な被申立人の介入の意思を見い出すことはできない。

むしろ、支部の運営にかかるような重大なB1社長の支配介入の発言がなされたのであれば、それに近接した団交において、支部から何らかの抗議がなされてもしかるべきところ、第1、9で認定した事実によれば、支部がB1社長を問い質したのは、脱退届けの差出しとXの自宅待機の二点であり、格別6月28日の「社長発言」を問題視したという形跡がない。

以上のことから、昭和63年6月28日、B1社長による不当労働行為があったと断定することは困難である。

### 3 分会員の脱退

#### (1) 当事者の主張要旨

##### ア 申立人

B1社長は、分会員を一人ずつ呼びつけて、脱退届けをその前で書かせた。しかる後、署名捺印させた脱退届けを送付し、更に分会員に対し、再度、脱退届けを各自で直接送付するよう指示する等して5人を脱退させ、支部の組織を破壊した。

##### イ 被申立人

脱退は、脱退者の自由意志に基づきなされたものであり、会社は不当労働行為を行っていない。

A4、A2は、所謂「社長発言」を脱退理由とはしておらず、A1は支部の考えが自分の考えと違うことを脱退理由に挙げている。A4らは、自己の自主的判断に基づいて脱退しており、会社が同人らの脱退意思の決定に関与した事実は全くない。

#### (2) 不当労働行為の成否

##### ア A4の脱退

A4が、昭和63年6月29日付けで脱退届けを作成し、それを6月30日に差し出したことは、第1、5、(2)・(3)で認定したとおりである。

ところで、昭和63年5月8日、X宅で労働組合の結成についてA4らが話し合ったこと、5月9日、従業員らが喫茶店に集まり、労働組合を結成することとなり、要求事項を取りまとめて行く中で、有給休暇制度の実施及び労働災害の補償を求めてA4も発言したこと及び5月16日にはA3支部委員長に加わってA4らが分会の結成を通知し、団交を申し入れたことは、第1、2、(3)・(4)及び第1、3、(1)で認定したとおりであり、当初はA4も労働組合の必要性を感じ、その



活動に積極的に取り組む意気込みを抱いていたであろうことが推認される。

しかしながら、同人には、第1、2、(1)で認定したとおり、運輸一般に加入したが、「自分が想像している組合と全然別の組合。」「ついていけない。」と感じて、約1か月で当該組合を脱退した経験があり、A4自身として好ましいと考える労働組合像を描いていたことも窺われる。

それ故に、第1、2、(3)で認定したとおり、A4は、昭和63年5月8日、X宅において、「運輸一般とは全然違う組合なのか。」と再三確認し「運輸一般に似たような組合だったら最初からやらない。」と発言をして、それを否定する回答があったため、組合結成に賛意を示している。

これを裏返せば、もし自分の意図する労働組合活動とは異なると最初の段階で判明していたのであれば、A4が、申立人支部の分会員としての活動に入ることはなかったであろうといえる。

そうであればこそ、後日になって、第1、4、(2)で認定したとおり、A7本部執行委員の名刺を受け取ったA4が、知人に当該名刺を見せて尋ねたところ「運輸一般の組合の人ではないか。」との回答を得、分会の活動に危惧を感じるようになったことは、当然の成り行きと考えられる。

結局、A4が脱退するに至った理由は、途中で組合活動方針の違いに自ら気がつき、同人の意思で脱退を決意したと考えるのが相当であり、不当労働行為の成立は認められない。

#### イ A5、A6の脱退

A5、A6の脱退については、第1、5、(3)及び第1、7で認定したとおりである。A5はA4に脱退届けの書き方を尋ね、A4のそれと全く同じ文言で脱退届けを作成し、また、A6の脱退届けの文言もA4と同じであったことからすると、A5、A6は、直接・間接にA4の影響を受けて脱退したものと考えられる。両人の脱退につき、被申立人の関与を肯定できるような疎明はなく、不当労働行為の成立は認められない。

#### ウ A1、A2の脱退

A1、A2の脱退については、第1、8で認定したとおりであり、7月6日、両人の脱退届けをB1社長が発送したことは、同社長自身認めている。

また、両人が7月15日付けで再度脱退届けを作成し、その後7月27日の団交において、B1社長が、脱退届けを出し直すよう伝えた旨述べたことも第1、10で認定したとおりである。

B1社長自身が脱退届けを発送した点、また再度の脱退届けの提出を示唆した点について、これはあくまで労働組合の組合員の自主的行

動に委ねるべき範疇の行為に使用者が援助・助言を与えその行為を完了させたものであり、労働組合法第7条第3号に該当する支配介入である。

#### 4 Xの自宅待機及び構内待機

##### (1) 当事者の主張要旨

###### ア 申立人

一人脱退を拒否し続けたXのみについて、昭和63年7月4日から自宅待機が命じられた。B1社長は、「多くの工場が、あの人を寄越すなど言っている。よその工場は当時少なく、そこへ行けぬなら仕方がない。」ということが自宅待機の理由であると証言しているが、Xは取引先からの拒否を受けておらず、また、B1社長が取引先からの拒否理由として挙げた生コンクリートに水を入れて怒らせたこと等は、事実無根である。

また、平成元年3月24日からは、Xのみに対して構内待機が命じられた。構内待機の根拠について、B1社長は、支部からの①定時出勤の申入れ、②過積載の拒否が理由である旨証言している。

しかし、①は事実無根であり、②は警察も現に取締りをしている違法行為を強いるものであるばかりでなく、そもそもXも支部もあくまで平成元年春闘の闘争として、正当な組合活動を行ったものである。

長期にわたる構内待機は、人間性を無視したものであるべきである。

労働組合法が規定する「不利益取扱い」は、単に経済上の不利益に限る理由はなく、精神上、生活上の不利益等を広く包含する。仮に経済的な不利益がなくとも、自宅待機、構内待機は「不利益取扱い」に該当する。

###### イ 被申立人

Xに自宅待機を命じたのは、Xの言動に問題があるため取引先からXを工場へ寄越すなどの要請があったからであり、会社が止むを得ず取った措置である。Xは出勤者と同様に取り扱われ、給料等で何らの不利益を受けていない。

また、構内待機を命じたのは支部が「生コン過積載を拒否」したからである。生コンクリートを運搬する場合、ある程度過積載の状態が運搬がされているのが現状である。仕事をもらうためには、過積載であっても被申立人から取引先に文句を言う訳にはいかない。即ち、構内待機も取引先の事情により被申立人が止むを得ず取った措置である。

##### (2) 不当労働行為の成否

Xが、昭和63年7月4日から13日まで自宅待機したこと、平成元年3月24日から5月10日まで構内待機をしたこと及びそれぞれの間賃金の減額のなかったことは、第1、6及び第1、13で認定したとおりである。

不当労働行為としての不利益取扱いには種々の態様があり、経済的待遇上の不利益取扱いがこれに含まれることはもちろんであるが、たとえ

経済上の不利益はなくとも、例えば、本来の仕事を与えない、雑作業に従事させる、一人だけ孤立させる等し、他に例の無いような不合理な取扱いをして精神上不利益に扱ったりすることもまた包含される。

そこでまず、自宅待機についてみると、確かに時期的には各分会員の脱退の時期に符合しているが、第1、6、(1)・(2)で認定したとおり、会社には従来から自宅待機という扱いがあり、仕事の都合による従業員の自宅待機は異例ではないこと、Xについても他にも待機の日があったこと、また、自宅待機に対してXは異議を述べることなく帰宅していることからすると、本件自宅待機の措置がXに対する不合理な差別的取扱いと考えることはできない。

むしろ、第1、6、(1)で認定したとおり、従来Xは、取引先から苦情を受けたことが何度かあり、当時取引先から工場にXを来させないで欲しいとの苦情をB1社長は強く受けており、同社長が苦慮してXに自宅待機を命じようと考えたことには、それ相当の合理的理由が認められる。

従って、本件自宅待機について、不当労働行為と断定することはできない。

これに対して、構内待機については、構内待機の措置自体が会社では従来みられない異例の取扱いであるほか、第1、13、(2)で認定したとおり、Xは、48日間、運転業務に就くことなく、他の職務を与えられることもなく、また、Xの抗議及び運転手の待機室を使用させて欲しいとの支部の申入れにも拘わらず、Xのみにつき長期にわたり命じられており、これは、Xに対する不合理な差別的取扱いである。

また、Xは、第1、1、(1)で認定したとおり、入社以来運転手として職務に従事してきており、同人にとり、なすべき仕事もなく終日、駐車場の自己の乗用車の運転席に一人待機することはかなりの精神的苦痛をもたらすものであり、たとえXに対する賃金が減額されたことがなくとも、同人に対する不利益取扱いであったことは疑いがない。

なお、違法運行である過積載を拒否するという支部の申入れ自体は、運行にあたる組合員が道路交通法違反に問われることを回避しようとするもので、不当なものではない。

以上、会社がXに命じた本件構内待機には合理性が認められず、これは、違法運行である過積載を拒否するという支部の申入れに対する報復的措置として組合員であるXを不利益に取り扱ったものであり、労働組合法第7条第1号に該当する不当労働行為である。

## 5 その他

申立人は、Xの賃金・一時金等に関する不利益取扱いの是正も求めているところ第1、11の認定したとおり、昭和63年、Xに夏季一時金が支給されているが、それ以外には具体的な事実の特定がなく、不当労働行為の成立は認められない。

## 6 結 論

申立人の主張する不当労働行為の成否について、提出された全証拠資料及び審問の全趣旨から、当委員会は上記のとおり判断する。

なお、申立人は支配介入の排除及びXに対する不利益取扱いの是正について不作為命令を求めているが、主文をもって相当と判断する。

よって、当委員会は、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条により主文のとおり命令する。

平成2年8月27日

愛知県地方労働委員会  
会長 大塚仁 ⑩